

津軽広域水道企業団西北事業部水道料金の改定案及び水道事業ビジョン改定案のパブリックコメント募集内容

津軽広域水道企業団西北事業部では、令和３年４月より、浅瀬石川ダムを水源とする津軽広域水道企業団津軽事業部から水道用水を受水して、つがる市及び五所川原市の一部（市浦地区）へ水道水を供給しております。

今後、安心して安全な水道水事業を継続していくため、令和８年度中に実施予定の水道料金の改定案及び水道事業ビジョン改定案がまとまりましたので、パブリックコメント（意見公募手続き）制度により、つがる市及び五所川原市（市浦地区）の皆様からご意見又はご提案を募集します。

1 募集及び閲覧期間

令和７年１０月９日（木）～令和７年１１月１０日（月）（必着）

2 改定（案）の閲覧方法

- （１） 津軽広域水道企業団のホームページ
- （２） 津軽広域水道企業団西北事業部（つがる市柏桑野木田福井２０－４ 旧つがる市役所柏分庁舎２階）で閲覧（土・日曜日、祝日を除く）

3 対象 以下の個人、法人等が対象となります。

- （１） つがる市及び五所川原市（市浦地区）（以下「給水区域」という。）内に住所を有する人
- （２） 給水区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人又はその他の団体
- （３） 給水区域内の事務所又は事業所に勤務する人
- （４） 給水区域内の学校に在学する人
- （５） 水道料金及び水道ビジョンの改定案に利害関係を有する人

4 意見の提出方法

所定の記入用紙又は任意様式に、氏名（法人等の場合は名称及び代表者指名）、住所、在住、在学の別（任意様式の場合は「３ 対象」の該当項目）、件名（「水道料金改定案へ意見」など）を必ず明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送 下記住所宛
- (2) 直接持参 下記住所の旧つがる市役所柏分庁舎2階
総務課窓口まで（土・日曜日、祝日を除く）
- (3) ファックス 0173-25-2188 総務課 宛
- (4) Eメール seihoku@tusui.jp 総務課宛
住所 津軽広域水道企業団西北事業部 総務課
〒038-3196 つがる市柏桑野木田福井20-4

記入漏れがある場合は、ご意見等として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

5 意見の公表など

寄せられたご意見等は、改定の参考とするほか、後日集約し、氏名及び住所を除き、対応状況を津軽広域水道企業団のホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

津軽広域水道企業団西北事業部 総務課
電話 0173-25-2711